

県北広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年5月17日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1（1）路線名 八戸大野線
  - （2）供用開始の区間 九戸郡洋野町大野第29地割6番30地先から第28地割85番2地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年5月17日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年5月17日から同年6月17日まで
- 2（1）路線名 岩泉平井賀普代線
  - （2）供用開始の区間 下閉伊郡普代村第3地割字黒崎95番1地先内
  - （3）供用開始の期日 平成23年5月17日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年5月17日から同年6月17日まで
- 3（1）路線名 野田長内線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 久慈市宇部町第21地割107番52地先内
    - イ 久慈市長内町第47地割30番1地先内
    - ウ 久慈市長内町第47地割30番1地先から第46地割36番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年5月17日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年5月17日から同年6月17日まで